

# 単価契約仕様書

行財政局市税事務所  
納税室収納対策担当  
(担当：石橋、辰巳)  
電話：075-222-4103  
FAX：075-222-3439

件名	公用車用レギュラーガソリン
形状・寸法	スタンドでの給油及びエンジンオイルの補給
予定数量	ガソリン：300リットル 2サイクルオイル：0.5リットル 4サイクルオイル：0.5リットル
契約期間	令和8年7月1日～令和8年9月30日
契約条件	<ul style="list-style-type: none"><li>対象公用車は軽自動車2台、乗用車1台及び原動機付自転車4台</li><li>京都市役所分庁舎から半径1.5キロメートル以内にガソリンスタンドがあることを条件とする。</li><li>ガソリンの給油及びエンジンオイルの補給のみで、洗車等その他の業務は含まない。</li><li>予定数量は過去の実績によるものであり、本市の都合により増減があり得る。仮に大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</li><li>支払は月末締め翌月払いとし、受注者から適切な支払い請求があったときは、請求書受領後、遅滞なく支払うものとする。</li><li>後払いに対応できるよう、必要に応じてガソリンカード等を発行すること（カード発行の場合は7枚必要）。</li><li>請求書やガソリンカードの作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は、受注者が負担するものとする。</li><li>受注者は、本市からの契約決定通知後、速やかにガソリンスタンドの位置を確認できる資料を収納対策担当へ提出すること。</li><li>その他、業務遂行に当たって疑義が生じた場合は、その都度両者が協議して決定するものとする。</li></ul> <p>&lt;特記事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>本市からの見積り合せ結果連絡後の契約単価の変更は行わないが、単価契約期間中に、当初想定し得ない事由により小売価格が急変し、かつ発注者又は受注者の求めがあった場合は、双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表している「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）のレギュラー現金価格における京都の価格」（以下「公表価格」という。）の増減額を基にして、価格急変後の納品分について請求額の加減を行う。</li><li>1に基づいて請求額を加減する場合は、請求書には「契約単価（当初に決定した単価）に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載すること。</li></ol>

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。